

社会福祉法人秋葉福社会役員の 報酬の支給に関する規程

昭和 63 年 3 月 28 日制定 平成 2 年 3 月 29 日改正 平成 8 年 10 月 3 日改正
平成 14 年 3 月 20 日改正 平成 16 年 3 月 19 日改正 平成 20 年 3 月 27 日改正
平成 26 年 7 月 31 日改正 平成 29 年 6 月 15 日改正 令和 8 年 3 月 6 日改正

(目 的)

第 1 条 定款第 2 1 条に規定する役員の報酬及びその支給については、この規程の定めるところによる。

(報酬額)

第 2 条 報酬として支給する金額は、次のとおりとする。

理事長 常勤の場合月額 1 5 万円、非常勤の場合月額 1 万円（ただし、職員兼務の場合は支給しない）

理 事 理事会・評議員会・1 回出席毎に 1 万 5 千円（ただし、職員である理事には支給しない）

監 事 監事会・理事会・評議員会 1 回出席毎に 1 万 5 千円

2 前項の報酬総額は、年度ごとに次の額を超えないものとする。

理 事 6 万円

監 事 6 万円

3 同日に開催される複数の会議に出席しても、1 回の出席とみなす。

4 月額の場合、役員に就任した月から退任した月までの報酬を支給する。ただし、在任日数が 1 0 日に満たない場合は支給しない。

(支給日)

第 3 条 報酬の支給日は、当該年度の最終の理事会当日とする。ただし、理事長は、毎月職員の給与支給日に支給する。

附 則

この規程は、昭和 6 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。